

# 資料編

## 資料編 目次

資料1	戸塚区災害対策連絡会議要綱	3
資料2	地域防災拠点一覧	5
資料3	戸塚区災害用備蓄物資一覧	6
資料4	戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧	7
資料5	戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則	8
資料6	広域避難場所一覧	9
資料7	福祉避難所一覧	10
資料8	緊急輸送路一覧	11
資料9	帰宅困難者一時滞在施設一覧	13
資料10	戸塚区防災計画に基づく設置施設一覧	13
資料11	防災電話機(デジタル移動無線機)電話番号一覧	14
資料12	防災スピーカー設置箇所一覧	15
資料13	主な防災関係機関一覧	16
資料14	協定	
(1)	災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定(山崎製パン株式会社横浜第一工場)	17
(2)	災害時における飲料等の調達供給協力に関する協定(コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社)	18
(3)	災害時等における戸塚区と株式会社エフエム戸塚との相互協力に関する協定	19
(4)	災害時における放送等に関する協定(株式会社ジェイコム南横浜)	21
(5)	災害時における地域支援の協力に関する協定(株式会社ジェイコム湘南・神奈川南横浜局)	23
(6)	災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定	25
(7)	横浜市踊場地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定	27
(8)	横浜市上矢部地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定	30
(9)	横浜市大正地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定	33
(10)	横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂災害時等における施設利用の協力に関する協定	36
(11)	横浜市東戸塚地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定	39
(12)	横浜市舞岡地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定	42
(13)	横浜市倉田コミュニティハウス災害時等における施設利用の協力に関する協定	45
(14)	横浜市戸塚スポーツセンター災害時等における施設利用の協力に関する協定	48
(15)	老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘災害時等における施設利用の協力に関する協定	51
(16)	横浜市踊場公園こどもログハウス災害時等における施設利用の協力に関する協定	54
(17)	戸塚区災害ボランティア活動拠点の設置に関する協定書(学校法人明治学院)	57
(18)	災害時における情報提供等の相互協力に関する協定(郵便事業株式会社戸塚支店、横浜泉支店)	59
(19)	災害時における施設等の提供協力に関する協定(社団法人戸塚法人会)	61

## 戸塚区災害対策連絡会議要綱

### (目的)

第 1 条 戸塚区災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、戸塚区内の地震災害、風水害及び防火防災に対し住民、地元組織、企業、行政その他関係機関が一致協力して災害対策を実施するため、相互の意見交換、連絡調整を図ることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 連絡会議は、別表 1 による委員をもって組織する。

2 連絡会議の議長は戸塚区長をもってあてる。

3 連絡会議は議長が招集する。

4 連絡会議に、部会を置く

5 部会の構成等は別に定める。

6 連絡会議に顧問を置き、戸塚区を選出区とする区市議会議員をもってあてる。

### (庶務)

第 3 条 連絡会議の事務局は、戸塚区役所に置く。

### (委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 28 日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 戸塚区災害対策連絡会議 構成団体

No.	団体名
1	戸 塚 警 察 署
2	戸 塚 交 通 安 全 協 会
3	戸 塚 区 連 合 町 内 会 自 治 会 連 絡 会
4	横 浜 建 設 業 協 会 戸 塚 区 会
5	戸 塚 区 医 師 会
6	戸 塚 歯 科 医 師 会
7	戸 塚 区 薬 剤 師 会
8	戸 塚 区 獣 医 師 会
9	戸 塚 区 病 院 連 絡 会
10	戸 塚 区 社 会 福 祉 協 議 会
11	戸 塚 区 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会
12	日 本 郵 便 (株) 戸 塚 郵 便 局
13	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (株) 藤 沢 支 社
14	東 京 ガ ス ネ ッ ト ワ ー ク (株) 神 奈 川 支 社
15	神 奈 川 県 LP ガ ス 協 会 横 浜 戸 塚 支 部
16	東 日 本 電 信 電 話 (株) 神 奈 川 事 業 部 設 備 部 災 害 対 策 室
17	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 戸 塚 駅
18	戸 塚 区 商 店 街 連 合 会
19	戸 塚 区 食 品 衛 生 協 会
20	戸 塚 泉 栄 工 業 会
21	(株) エ フ エ ム 戸 塚
22	(株) ジ ョ イ コ ム 湘 南 ・ 神 奈 川 南 横 浜 局
23	(株) タ ウ ン ニ ュ ー ス 社
24	戸 塚 区 小 学 校 長 会
25	戸 塚 区 中 学 校 長 会
26	横 浜 市 幼 稚 園 協 会 戸 塚 支 部
27	明 治 学 院 大 学 横 浜 管 理 部
28	戸 塚 消 防 団
29	戸 塚 火 災 予 防 協 会
30	戸 塚 消 防 署
31	神 奈 川 県 横 浜 川 崎 治 水 事 務 所
32	戸 塚 区 役 所
33	資 源 循 環 局 戸 塚 事 務 所
34	環 境 創 造 局 西 部 水 再 生 セ ン タ ー
35	環 境 創 造 局 栄 水 再 生 セ ン タ ー
36	水 道 局 戸 塚 水 道 事 務 所
37	交 通 局 市 営 地 下 鉄 戸 塚 駅

## 地域防災拠点一覧

番号	学校名	所在地	電話	町名
1	名瀬小学校	名瀬町 776	811-8101	名瀬町、上矢部町
2	名瀬中学校	名瀬町 791-6	812-1601	川上町、名瀬町
3	川上北小学校	川上町 63-1	822-0845	川上町
4	東品濃小学校	品濃町 559	824-5831	品濃町、上品濃
5	品濃小学校	品濃町 504-1	824-0651	品濃町、前田町
6	平戸小学校	平戸町 542	821-2329	平戸町、平戸四丁目・五丁目
7	平戸台小学校	平戸町 1165	824-4351	平戸町
8	境木中学校	平戸 3-48-2	822-8626	平戸一丁目～三丁目
9	上矢部小学校	上矢部町 1463-4	812-3720	上矢部町
10	川上小学校	秋葉町 203-2	811-9345	前田町、秋葉町
11	秋葉小学校	秋葉町 392-1	811-6771	名瀬町、秋葉町、前田町
12	柏尾小学校	柏尾町 1317	822-0277	柏尾町、上柏尾町
13	鳥が丘小学校	鳥が丘 53	864-5131	矢部町、鳥が丘、上矢部町
14	矢部小学校	矢部町 1698	871-3408	矢部町
15	東戸塚小学校	吉田町 88	871-1055	矢部町、上倉田町、吉田町、戸塚町、舞岡町
16	舞岡中学校	舞岡町 226	822-2722	舞岡町、吉田町
17	舞岡小学校	舞岡町 534	824-7327	舞岡町
18	南舞岡小学校	南舞岡 4-15-1	823-4120	南舞岡一丁目～四丁目、舞岡町
19	汲沢小学校	汲沢 3-6-1	864-8698	汲沢町、汲沢二丁目～五丁目・八丁目
20	東汲沢小学校	汲沢 1-16-1	861-5531	汲沢町、汲沢一丁目、戸塚町
21	戸塚中学校	戸塚町 4542	864-1531	汲沢町、汲沢一丁目～二丁目、戸塚町、矢部町
22	戸塚小学校	戸塚町 132	881-0049	戸塚町、上倉田町
23	南戸塚小学校	戸塚町 2790-3	881-8669	戸塚町
24	南戸塚中学校	戸塚町 1842-1	871-7611	戸塚町、原宿一丁目～三丁目の一部
25	倉田小学校	上倉田町 1426-6	862-3280	上倉田町、下倉田町
26	豊田中学校	下倉田町 950	864-8640	下倉田町
27	汲沢中学校	汲沢町 550-2	861-5303	汲沢町、汲沢六丁目・七丁目
28	深谷小学校	深谷町 1688-2	852-0211	深谷町
29	横浜深谷台小学校	深谷町 1312-1	852-0463	深谷町、俣野町
30	深谷中学校	深谷町1071	852-2888	深谷町、俣野町
31	大正小学校	原宿 4-17-1	851-0755	深谷町、汲沢町、原宿三丁目の一部
32	大正中学校	原宿 4-12-1	851-3017	深谷町、原宿四丁目・五丁目の一部
33	小雀小学校	小雀町 1845	851-1808	小雀町、原宿二丁目の一部
34	東俣野小学校	東俣野町 1103-1	852-6103	影取町、東俣野町
35	下郷小学校	戸塚町 2447-2	862-3826	戸塚町
36	緑園東小学校 (泉区)	泉区緑園 5-28	811-6710	名瀬町

※緑園東小学校は、泉区に所在していますが、割り当て地区が戸塚区に重複しています。

## 戸塚区災害用備蓄物資一覧

備蓄場所	ビスケット (食)	水缶詰 (缶)	毛布 (枚)
災害用備蓄庫			
戸塚区役所	2,500	7,000	500
分散保管場所			
鳥が丘消防出張所	2,500	5,000	250
東戸塚消防出張所	2,500	5,000	250
大正消防出張所	2,500	5,000	250
深谷消防出張所	2,500	5,000	250
合計	12,500	27,000	1,500

備蓄場所	ビスケット (食)	水缶詰 (缶)	アルミブランケット (枚)	高齢者オムツ (枚)	おしりふき (個)	生理用品 (個)	トイレパック (個)	ゴミ袋 (枚)	トイレパ パ -(巻)
帰宅困難者用備蓄庫									
戸塚公会堂	1,120	1,008	1,000	848	14,000	3,084	4,000		
男女共同参画センター横浜	1,120	1,008	1,000	848	14,000	4,032	4,000	1,200	96
合計	2,240	2,016	2,000	1,696	28,000	7,116	8,000	1,200	96

## 戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧

令和4年4月 現在

区分	品目	定数量	確認	区分	品目	定数量	確認
食糧・水	クラッカー・缶入り保存パン	2000食		救助・救護用品	エンジンカッター (防塵眼鏡、革手袋2組付)	2台	
	水缶詰	2000缶			ガソリン式発電機	3台	
	おかゆ	460食			ガス式発電機 (カセットボンベ12本付)	3台	
	スープ	220食			レスキュージャッキ	1台	
	粉ミルク・ほ乳瓶	20セット (うちアレルギー 対応1セット)			ヘルメット	10個	
生活用品等	灯油式かまどセット (小学校及び深谷中学校)	1台			金属梯子	1本	
	灯油式かまどセット用ガス式発電機 (小学校及び深谷中学校)	1台			LED投光器	5台	
	ガスかまどセット (深谷中学校を除く中学校の拠点)	1台			コードリール	5台	
	LEDランタン	80台			担架・担架用ポール	各10本	
	テント(更衣室、授乳室用等)	2基			ハンドマイク	2個	
	生理用品	425個			つるはし	5本	
	高齢者用紙おむつ	210枚			大ハンマー	5本	
	乳幼児用紙おむつ	1350枚			スコップ	5本	
	下水直結式仮設トイレ※1	5基			ロープ	5本	
	組立式仮設トイレ	2基			てこ棒	5本	
	簡易トイレ便座	6基			大バール	5本	
	トイレパック	5000セット			ワイヤーカッター	5本	
	トイレトペーパー	192巻			大なた	5本	
	アルミブランケット	240枚			のこぎり	5本	
	毛布※2	240枚			掛矢	2本	
	保温用シート	150枚		リヤカー	2本		
	デジタル移動無線子機・延長コード	各1基		グラブシート	10枚		
	特設公衆電話用電話機・コード	各2基		松葉杖	5組		
	防災ラジオ	2台		戸塚区独自品	ノーバンク自転車	1台	
	トランシーバー(アイコムIC-4100)	2台			トランシーバー(ケンウッド)	2台	
	ビブス(橙・青)	各10枚			LEDランタン用アルカリ乾電池※4	320本	
	多言語表示シート	1式			カセットボンベ※5	36本	
	給水用水槽(1t)	1個			灯油(小学校及び深谷中学校)	10 <sup>リットル</sup>	
	受水槽用蛇口※3	1式		ガソリン	15 <sup>リットル</sup>		
					混合ガソリン	1 <sup>リットル</sup>	

※1 下水直結式仮設トイレは、令和5年度までに全ての地域防災拠点に配備予定です。

※2 毛布は防災備蓄庫にすべて備蓄することができないため、足りない分を区役所や消防出張所等に備蓄しています。

※3 受水槽用蛇口は、受水槽を設置している地域防災拠点に配備しています。

※4 LEDランタン用アルカリ乾電池は、令和5年度に配備完了予定です。

※5 カセットボンベは、令和6年度に配備完了予定です。

## 戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

### (目的)

第1条 戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、戸塚区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、戸塚区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係わる研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。

### (役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以下
- 監事 2名

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 監事は、会計を監査する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。

### (経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、戸塚区役所総務部総務課に置く。

### (委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

- 1 この会則は、平成8年7月30日から施行する。
- 2 平成8年度の役員の仕事及び会計年度は、第4条及び第8条の規定にかかわらず、平成8年7月30日から平成9年3月31日までとする。

### 付 則

この会則は、平成30年6月1日から施行する。



## 広域避難場所一覧

番号	名称	代表所在地	町名
1	戸塚カントリー倶楽部一帯	戸塚区川上町、名瀬町	秋葉町、上品濃、上矢部町の一部、川上町、品濃町の一部、名瀬町、前田町
2	八幡山一帯	戸塚区吉田町	柏尾町、上柏尾町、上矢部町の一部(坂本自治会、戸塚グリーンヒル自治会)、戸塚町の一部(戸塚第二地区連合町内会)、鳥が丘、矢部町の一部、吉田町
3	旧深谷通信所	泉区和泉町、中田町	矢部町の一部(踊場町内会)、汲沢町、汲沢一～八丁目、戸塚町の一部(富士見ヶ丘ハイツ自治会)、深谷町の一部
4	俣野公園	戸塚区俣野町	深谷町の一部(市ドリームハイツ自治会、深谷団地自治会)、東俣野町、俣野町、影取町
5	横浜市消防訓練センター	戸塚区深谷町	深谷町の一部(松竹台自治会、原宿町内会)、原宿一～五丁目
6	明治学院大学	戸塚区上倉田町	上倉田町、下倉田町
7	小雀公園	戸塚区小雀町	小雀町
8	金井公園	栄区金井町	戸塚町の一部(戸塚第一地区連合町内会)
9	横浜カントリークラブ	保土ヶ谷区今井町	品濃町の一部
10	横浜市児童遊園地	保土ヶ谷区狩場町	平戸町、平戸一～五丁目
11	舞岡公園	戸塚区舞岡町	舞岡町の一部、南舞岡一～四丁目
12	任意避難地区		舞岡町の一部(舞岡第三町内会)

※「12 任意避難地区」は、特に広域避難場所を指定しなくても、住民の判断による避難行動で生命の安全が確保される地域

## 福祉避難所一覽

	施設種別	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム	和みの園	戸塚区東俣野町1705
2		ライフヒルズ舞岡苑	戸塚区舞岡町3338-7
3		松みどりホーム	戸塚区原宿2-56-3
4		聖母の園	戸塚区原宿4-35-3
5		太陽の園	戸塚区名瀬町1566
6		しらゆり園	戸塚区汲沢町986
7		しなの森のさと	戸塚区品濃町1386-1
8		恒春の丘	戸塚区舞岡町3048-5
9		けいあいの郷 影取	戸塚区影取町85-1
10		リアメゾン戸塚	戸塚区原宿5-46-1
11	介護老人保健施設	うらの里	戸塚区深谷町1412-11
12		グリーンワーフ東戸塚	戸塚区川上町151
13		ヒューマンライフケア横浜	戸塚区戸塚町1800-3
14		ヒルズ東戸塚	戸塚区上品濃16-7
15		ハートケア横浜小雀	戸塚区小雀町2248-1
16		千の星・よこはま	戸塚区柏尾町1434-3
17		ソフィア横浜	戸塚区東俣野町911
18		横浜莫愁苑	戸塚区名瀬町2226-1
19		リハパーク舞岡	戸塚区舞岡町3048-4
20	養護老人ホーム	聖母の園	戸塚区原宿4-35-3
21	軽費老人ホーム	ベタニヤ・ホーム	戸塚区汲沢町1060
22	ケアハウス	ケアハウス ゆうあい	戸塚区川上町84-1
23	障害者(児)関連施設	であい	戸塚区上矢部町2342
24		朝日塾	戸塚区東俣野町57-6
25		戸塚障害者地域活動ホーム しもごう	戸塚区戸塚町2304-4
26		東戸塚地域活動ホーム ひかり	戸塚区川上町4-9
27		横浜いずみ学園	戸塚区汲沢町991
28	地域ケアプラザ	横浜市上矢部地域ケアプラザ	戸塚区上矢部町2342
29		汲沢地域ケアプラザ	戸塚区汲沢町986
30		横浜市東戸塚地域ケアプラザ	戸塚区川上町4-4
31		横浜市上倉田地域ケアプラザ	戸塚区上倉田町259-11
32		横浜市平戸地域ケアプラザ	戸塚区平戸2-33-57
33		横浜市原宿地域ケアプラザ	戸塚区原宿4-36-1
34		横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	戸塚区舞岡町3705-10
35		横浜市南戸塚地域ケアプラザ	戸塚区戸塚町2626-13
36		横浜市下倉田地域ケアプラザ	戸塚区下倉田町1951-8
37		横浜市名瀬地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町791-14
38		横浜市深谷俣野地域ケアプラザ	戸塚区深谷町1432-11
39	老人福祉センター	横浜市戸塚柏桜荘	戸塚区戸塚町2304-5
40	有料老人ホーム	シニアフォレスト横浜戸塚	戸塚区俣野町461

## 緊急輸送路一覧

※番号に○印がある路線が、戸塚区内にある緊急輸送路路線  
番号は緊急輸送路図の路線番号に対応

第1次緊急輸送路					
番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
1	第一東海自動車道(東名高速)	18	県道2号 東京丸子横浜線	35	県道23号 原宿六浦線
2	国道1号	19	県道6号 東京大師横浜線	36	市道大黒線
3	国道15号	20	県道14号 鶴見溝の口線ほか	37	市道瑞穂町第46号線
4	国道16号	21	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	38	〔都〕栄本町線
5	国道246号	22	市道大熊東山田線	39	国道357号
6	国道1号(横浜新道)	23	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	40	市道保木第219号線
7	国道16号(保土ヶ谷バイパス)	24	県道13号 横浜生田線	41	市道新港町第41号線
8	国道16号(横浜横須賀道路)	25	県道102号 荏田綱島線ほか	42	市道西戸部第494号線
9	国道16号(横横金沢支線)	26	〔主〕環状2号線	43	市道西戸部第504号線
10	国道466号(第三京浜道路)	27	市道新横浜元石川線ほか	44	市道新港町第43号線ほか
11	県道147号 高速横浜羽田空港線	28	県道12号 横浜上麻生線ほか	45	市道関内本牧線ほか
12	県道294号 高速湾岸線	29	市道環状4号鴨志田線ほか	46	市道本牧第169号線
13	市道三ツ沢線	30	〔主〕山下本牧磯子線	47	市道本牧第170号線ほか
14	市道中央線(狩場線)	31	県道22号 横浜伊勢原線	48	市道三溪園第162号線
15	市道高速大黒線	32	県道21号 横浜鎌倉線	49	環状2号線(森支線)
16	国道1号(市管理)	33	県道30号 戸塚茅ヶ崎線	50	市道磯子第476号線ほか
17	国道133号	34	市道関内本牧線ほか		

第2次緊急輸送路					
番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
2	市道汐入豊岡線	16	市道環状4号上瀬谷線ほか	34	〔主〕環状4号線
3	市道小野末広線	17	県道109号 青砥上星川線ほか	35	〔都〕汐見台平戸線
4	〔主〕鶴見駅三ツ沢線ほか	18	〔都〕三ツ沢烏山線	36	県道22号 横浜伊勢原線ほか
5	県道2号 東京丸子横浜線	22	〔主〕青木浅間線ほか	37	国道1号(市管理)
6	市道子安守屋町線ほか	23	市道関内本牧線ほか	38	県道22号 横浜伊勢原線ほか
7	県道140号 川崎町田線	25	〔主〕横浜駅根岸線	40	市道環状3号線
8	県道106号 子母口綱島線	26	〔主〕藤棚伊勢佐木線ほか	41	市道戸塚港南台線ほか
9	県道13号 横浜生田線	27	県道218号 弥生台桜木町線ほか	42	県道22号 横浜伊勢原線
10	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	28	〔主〕保土ヶ谷宮元線	43	県道203号 大船停車場矢部線ほか
11	〔都〕中山北山田線	29	市道常盤台和田町線	44	県道402号 阿久和鎌倉線
12	市道元石川第54号線ほか	30	市道川島岩間線ほか	45	県道403号 菖蒲沢戸塚線
13	県道139号 真光寺長津田線ほか	31	県道40号 横浜厚木線	46	市道柴町第214号線ほか
14	県道140号 川崎町田線	32	〔都〕鴨居上飯田線	47	市道新横浜元石川線
15	県道12号 横浜上麻生線	33	県道401号 瀬谷柏尾線	48	市道五貫目第78号線

〔主〕:主要地方道(市道),〔都〕:都市計画道路

# 緊急輸送路図

## 戸塚区 緊急巡回・点検路線図

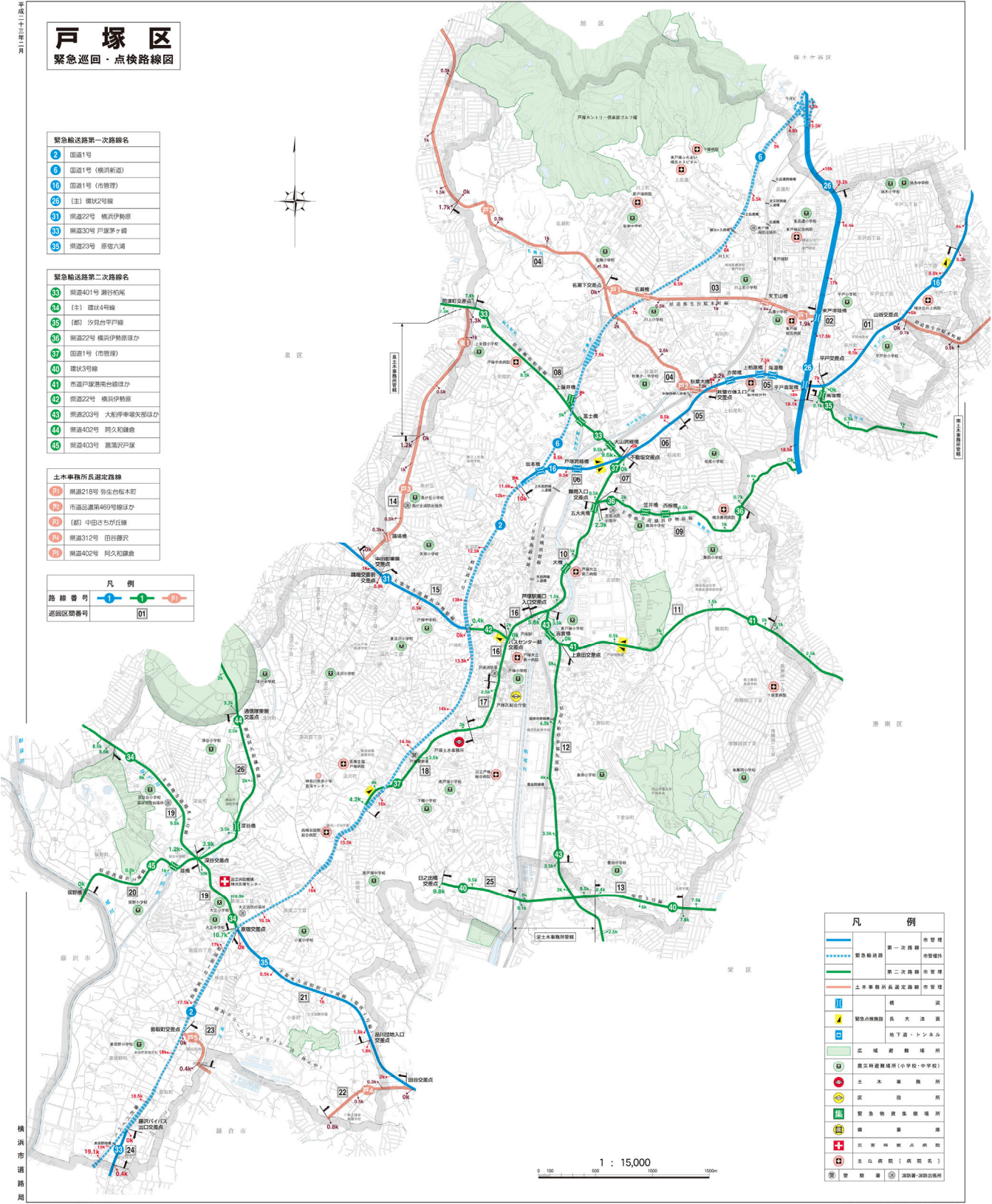
緊急輸送路第一次路線名	
2	国道1号
6	国道1号(横浜新道)
16	国道1号(市道)
26	(主) 環状2号線
31	環道22号 横浜伊勢原
33	環道30号 戸塚茶ヶ崎
35	環道23号 原宿六浦

緊急輸送路第二次路線名	
33	環道401号 美谷尾
34	(主) 環状4号線
35	(副) 汐見台平戸線
36	環道22号 横浜伊勢原ほか
37	環道1号(市道)
40	環状3号線
41	市道戸塚港南台環道ほか
42	環道22号 横浜伊勢原
43	環道203号 大倉沖車場矢部ほか
44	環道402号 阿久和鎌倉
45	環道403号 鎌倉沢戸塚

土木事務所長選定路線	
19	環道219号 弥生台松木町
20	市道環道第469号線ほか
21	(副) 中田さちが丘線
22	環道312号 田谷藤沢
23	環道402号 阿久和鎌倉

凡例	
路 線 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45
巡回区間番号	01

凡例	
—	市管理
—	第一次路線
—	第二次路線
—	土木事務所長選定路線
—	橋
—	緊急待避施設
—	長大橋
—	地下道・トンネル
—	広域避難場所
—	長沢特選避難所(小学校・中学校)
—	土木事務所
—	区役所
—	緊急物資集積場所
—	警察署
—	公民館
—	防火避難点(病院等)
—	主な病院(病院名)
—	警察署
—	消防署(消防団)



## 帰宅困難者一時滞在施設一覧

駅名／道路名	施設名	施設の種類
東戸塚駅	横浜保育福祉専門学校(学校法人岩崎学園)	学校(民間施設)
	横浜リハビリテーション専門学校(学校法人岩崎学園)	学校(民間施設)
	株式会社コナカ本社ビル	その他(民間施設)
	メモワールホール東戸塚	その他(民間施設)
戸塚駅	戸塚法人会館	その他(民間施設)
	公益財団法人 湘南とつか YMCA	その他(民間施設)
東戸塚駅	東戸塚地区センター	公共施設
戸塚駅	戸塚公会堂	
	戸塚スポーツセンター	
	戸塚地区センター	
	男女共同参画センター横浜	
	倉田コミュニティハウス	
	老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘	
戸塚区役所		
舞岡駅	舞岡地区センター	
踊場駅	踊場地区センター	
瀬谷柏尾線	上矢部地区センター	
環状4号	大正地区センター	

## 戸塚区防災計画(震災対策編)に基づく設置施設一覧

施設の種類	施設名称	所在
災害対策本部支援施設	戸塚地区センター	戸塚町 127
ボランティア活動拠点	フレンズ戸塚	戸塚町 167-25
遺体安置所	戸塚スポーツセンター	上倉田町 477
物資集配拠点	横浜市立戸塚高等学校	汲沢 2-27-1
戸塚消防署機能不能時の職員待機場所	戸塚公会堂3階会議室	戸塚町 127
戸塚消防署機能不能時の消防地区本部	戸塚区役所9階	戸塚町 16-17

## 防災電話機(デジタル移動無線機)電話番号一覧

施設名称	無線電話番号	所在地	備考
戸塚区役所	14100025	戸塚区戸塚町157-3	区災害対策本部
戸塚土木事務所	14100149	戸塚区戸塚町2974-1	土木地区隊
東品濃小学校	14125860	戸塚区品濃町559	地域防災拠点
平戸台小学校	14100861	戸塚区平戸町1165	地域防災拠点
名瀬中学校	14100862	戸塚区名瀬町791-6	地域防災拠点
舞岡小学校	14125863	戸塚区舞岡町534	地域防災拠点
横浜深谷台小学校	14100864	戸塚区深谷町1312-1	地域防災拠点
小雀小学校	14100865	戸塚区小雀町1845	地域防災拠点
東俣野小学校	14125866	戸塚区東俣野町1103-1	地域防災拠点
戸塚小学校	14125868	戸塚区戸塚町132	地域防災拠点
汲沢小学校	14100869	戸塚区汲沢3-6-1	地域防災拠点
東戸塚小学校	14125870	戸塚区吉田町88	地域防災拠点
大正小学校	14100871	戸塚区原宿4-17-1	地域防災拠点
矢部小学校	14100872	戸塚区矢部町1698	地域防災拠点
川上小学校	14100873	戸塚区秋葉町203-2	地域防災拠点
柏尾小学校	14100874	戸塚区柏尾町1317	地域防災拠点
川上北小学校	14100875	戸塚区川上町63-1	地域防災拠点
深谷小学校	14100876	戸塚区深谷町1688-2	地域防災拠点
南戸塚小学校	14100877	戸塚区戸塚町2790-3	地域防災拠点
平戸小学校	14100878	戸塚区平戸町542	地域防災拠点
東汲沢小学校	14100879	戸塚区汲沢1-16-1	地域防災拠点
名瀬小学校	14125880	戸塚区名瀬町776	地域防災拠点
鳥が丘小学校	14100882	戸塚区鳥が丘53	地域防災拠点
南舞岡小学校	14100883	戸塚区南舞岡4-15-1	地域防災拠点
上矢部小学校	14125884	戸塚区上矢部町1463-4	地域防災拠点
品濃小学校	14125885	戸塚区品濃町504-1	地域防災拠点
秋葉小学校	14125886	戸塚区秋葉町392-1	地域防災拠点
倉田小学校	14100887	戸塚区上倉田町1426-6	地域防災拠点
下郷小学校	14100888	戸塚区戸塚町2447-2	地域防災拠点
境木中学校	14100889	戸塚区平戸3-48-2	地域防災拠点
戸塚中学校	14100890	戸塚区戸塚町4542	地域防災拠点
大正中学校	14100891	戸塚区原宿4-12-1	地域防災拠点
舞岡中学校	14125892	戸塚区舞岡町226	地域防災拠点
豊田中学校	14125893	戸塚区下倉田町950	地域防災拠点
汲沢中学校	14125894	戸塚区汲沢町550-2	地域防災拠点
南戸塚中学校	14100895	戸塚区戸塚町1842-1	地域防災拠点
深谷中学校	14125898	戸塚区深谷町1071	地域防災拠点

## 防災スピーカー設置箇所一覧

施設名称	所在地	施設名称	所在地
戸塚小学校	戸塚区戸塚町132	舞岡小学校	戸塚区舞岡町534
東戸塚小学校	戸塚区吉田町88	旧俣野小学校	戸塚区俣野町371
舞岡中学校	戸塚区舞岡町226	東品濃小学校	戸塚区品濃町559
上矢部小学校	戸塚区上矢部町1463-4	豊田中学校	戸塚区下倉田町950
汲沢中学校	戸塚区汲沢町550-2	深谷中学校	戸塚区深谷町1071
東俣野小学校	戸塚区東俣野町1103-1	名瀬小学校	戸塚区名瀬町776
品濃小学校	戸塚区品濃町504-1	秋葉小学校	戸塚区秋葉町392-1
戸塚消防署	戸塚区戸塚町4144		

## 主な防災関係機関一覧

種別	名称	電話番号	所在地等
行政機関	戸塚区役所総務課	866-8307	戸塚町16-17
	戸塚福祉保健センター	866-8418	戸塚町16-17
	戸塚土木事務所	881-1621	戸塚町2974-1
	戸塚消防署	881-0119	戸塚町4144
	戸塚警察署	862-0110	戸塚町3158-1
	資源循環局戸塚事務所	824-2580	川上町415-8
	建築局建築防災課	671-2930	中区港町1-1
	横浜川崎治水事務所	411-2500	西区岡野2-12-20
水・電気・ガス	水道局戸塚水道事務所	801-2641	泉区和泉町4620
	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター	0120-99-5776	藤沢市南藤沢18-10
	東京ガス(株)お客様センター	0570-002211	948-1100(携帯・PHS)
公共交通機関	東日本旅客鉄道(株)戸塚駅	050-2016-1602	戸塚区官無番地 JR戸塚駅
	東日本旅客鉄道(株)東戸塚駅	050-2016-1602	戸塚区品濃町 JR東戸塚駅
	横浜市営地下鉄戸塚駅	864-7414	戸塚町12-1 市営地下鉄戸塚駅
	横浜市営地下鉄舞岡駅	821-1456	戸塚区舞岡町771
	横浜市営地下鉄踊場駅	801-4138	泉区中田南1-2-1
	交通局保土ヶ谷営業所	331-2401	保土ヶ谷区川辺町4-2
	神奈川中央交通(株)舞岡営業所	822-6121	舞岡町3511
	神奈川中央交通(株)戸塚営業所	304-8050	泉区上飯田町4481-1
	(株)江ノ電バス横浜鎌倉営業所	0467-46-5191	鎌倉市岩瀬1120-2



## 災害時における食糧等の調達供給協力に関する協定

横浜市戸塚区（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社横浜第一工場（以下「乙」という。）とは、戸塚区内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧等の調達供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

**第1条** 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し乙の保有する食糧の供給について協力を要請することができる。

（要請手続等）

**第2条** 前条の規定による甲の要請は、文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲及び乙の連絡担当は、別紙のとおりとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は前条第1項の定めるところにより甲から要請を受けたときは、その保有する食糧等の優先供給について、積極的に協力するものとする。

2 前項の食糧等の品目及び数量については、甲が災害時にこれを指定して乙に要請するものとする。

（食糧の引渡し）

**第4条** 食糧等の引渡場所は、乙の製品出荷口とする。ただし、災害等の状況その他の事由により必要があると認めるときは、甲と乙が協議して別の引渡場所を定めることができる。

2 乙から甲への引渡しは、前項の引渡場所において甲又は甲の指定する者が食糧等を受け取るにより完了したものとする。

3 食糧等の引渡しに際しては、甲は乙に対して受領書を、乙は甲に対して納品書をそれぞれ手交するものとする。

（食糧等の価格）

**第5条** この協定に基づき乙が甲に供給した食糧等の対価は、前条による引渡し後、災害発生直前における適正価格を上限とし、甲と乙が協議して定める。

（その他必要な支援）

**第6条** この協定に定めるもののほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

**第7条** この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を以て解除の申し出のない限り、継続するものとする。

2 甲又は乙から協定の解除の申し出があったときは、甲と乙の協議のうえ解除する。

（協議事項）

**第8条** この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

平成18年9月5日

甲 横浜市戸塚区戸塚町157-3 横浜市戸塚区長 塚原 良一

乙 横浜市戸塚区上柏尾町15番地 山崎製パン株式会社 横浜第一工場 工場長 岡田 逸朗

## 災害時における飲料等の調達供給協力に関する協定

横浜市戸塚区（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、戸塚区内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料等の調達供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

**第1条** 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し乙の保有する飲料の供給について協力を要請することができる。

（要請手続等）

**第2条** 前条の規定による甲の要請は、文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲及び乙の連絡担当は、別紙のとおりとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検するとともに改善に努めるものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は前条第1項の定めるところにより甲から要請を受けたときは、その保有する飲料等の優先供給について、積極的に協力するものとする。

2 前項の飲料等の品目及び数量については、甲が災害時にこれを指定して乙に要請するものとする。

3 前二項の取り決めにもかかわらず、甲は災害時における乙の従業員または乙の指定する業者の安全を重視し乙が甲からの要請に応じられない場合があることを承諾する。

（飲料の引渡し）

**第4条** 飲料等の引渡場所は、戸塚区役所とする。ただし、災害等の状況その他の事由により必要があると認めるときは、甲と乙が協議して別の引渡場所を定めることができる。なお、納入に関する経費については、甲の負担とし、第5条に規定する飲料等の対価に含め、甲が乙に支払うものとする。

2 乙から甲への引渡しは、前項の引渡場所において甲又は甲の指定する者が飲料等を受け取るにより完了したものとする。

3 飲料等の引渡しに際しては、甲は乙に対して受領書を、乙は甲に対して納品書をそれぞれ手交するものとする。

（飲料等の価格）

**第5条** この協定に基づき乙が甲に供給した飲料等の対価は、前条による引渡し後、災害発生直前における適正価格を上限とし、甲と乙が協議して定める。

（その他必要な支援）

**第6条** この協定に定めるもののほか、飲料等について被災者への支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

**第7条** この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を以て解除の申し出のない限り、継続するものとする。

2 甲又は乙から協定の解除の申し出があったときは、甲と乙の協議のうえ解除する。

（協議事項）

**第8条** この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

平成26年9月1日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16-17  
横浜市戸塚区長

乙 横浜市港南区下永谷六丁目4-12  
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社  
OTC 神奈川販売部長

## 災害時等における戸塚区と株式会社エフエム戸塚との相互協力に関する協定

戸塚区（以下「甲」という。）と、株式会社エフエム戸塚（以下「乙」という。）とは、災害時等の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が平常時から相互に協力するとともに、災害発生時（災害が発生する恐れがある場合を含む）において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するために実施する災害情報等の放送について必要な事項を定めるものとする。

### （要請の手続）

第2条 甲は、乙に対して前条の規定による放送を要請する場合には、次の事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送内容
- （3）その他必要な事項

2 災害発生時において、区民に緊急に情報を伝達する必要がある場合であつて、前項によりがたい場合は、甲は乙の災害時緊急放送装置を介して放送できるものとする。

3 第1項の要請は、書面（電子メールを含む）により行うものとする。ただし、緊急の場合は省略できるものとし、後日書面をもって報告するものとする。

### （放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項について、可能な範囲で協力して放送伝達を実施するものとする。

### （放送料）

第4条 本協定に基づく放送にかかわる放送料については、無料とする。

### （平常時の協力事項）

第5条 甲及び乙は、平常時において次の事項に関して相互に協力するものとする。

- （1）甲が主催する防災訓練への参加に関すること。
- （2）防災知識の普及啓発活動に関すること。

(連絡責任者)

第6条 放送要請に関する事項の伝達を確実、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を決め、あらかじめ相互に通知するものとする。

(免責)

第7条 乙は、甲の協力要請により放送した内容に瑕疵があった場合又は放送した内容により損害が発生した場合であっても、損害賠償責任を含め責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降はこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年4月24日

甲 横浜市戸塚区戸塚町157-3

戸塚区

戸塚区長 谷内 徹

乙 横浜市戸塚区川上町91番地1

株式会社エフエム戸塚

代表取締役 齋藤 正徳

## 災害時における放送等に関する協定

横浜市戸塚区（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム南横浜（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、戸塚区の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送について、必要事項を定める。

### （災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

### （要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

### （災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

### （情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報誌等で発信済の情報（コミュニティ情報、

施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 危機発生時における戸塚区と株式会社 JCN 横浜の情報発信における相互協力に関する協定(平成26年3月19日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16-17  
横浜市戸塚区長 田雑 由紀乃

乙 横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号  
ゆめおおおかオフィスタワー19階  
株式会社ジェイコム南横浜  
代表取締役社長 沼田 信輔

災害時における地域支援の協力に関する協定  
(港南区、金沢区、戸塚区、栄区共通)

株式会社ジェイコム湘南・神奈川 南横浜局(以下「甲」という。)及び横浜市戸塚区役所(以下「乙」という。)は、災害時の地域支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、横浜市戸塚区内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲が乙又は地域が行う応急対策業務及び被災者支援業務に対し提供する協力内容等について明示することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力することができる。

- (1) 甲の社員及び関係者による人的支援
- (2) 甲の保有車両及び救援物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

(協力要請の手続き)

第3条 甲又は乙は、前条の規定により協力の要請又は申し出(以下「要請等」という。)を行う場合は、別紙様式に所定の事項を記載し、第8条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより要請等ができるものとする。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請等を行った場合は、当該要請等の内容を別紙様式により、後日速やかに送付しなければならない。

(協力の実施)

第4条 甲は、前条の規定により協力の要請等があった場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 甲が乙への協力にあたり知り得た情報の取り扱いについては、乙と協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく要請等により生じた物件については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として甲が無償でこれを提供するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、双方が負担すべき額を決定するものとする。

(サービス)

第6条 甲又は乙の要請等に基づき活動する甲の社員のサービスその他の取り扱いは、甲の定め

によるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、甲の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲は管理部長、乙は総務課長とする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 乙の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 3月 16日

甲

横浜市港南区上大岡西 1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー24F  
株式会社ジェイコム湘南・神奈川  
南横浜局 局長 田島 真

乙

横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17  
横浜市戸塚区役所  
区長 吉泉 英紀



## 災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定

横浜市戸塚区（以下「甲」という。）と（協定締結機関）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、「横浜市防災計画」に基づき、横浜市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅の要援護者（以下「在宅要援護者」という。）のために、乙が所有する施設（以下「施設」という。）を二次的に避難する施設（以下「福祉避難所」という。）として開設することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （在宅要援護者）

第2条 この協定における在宅要援護者の範囲は、災害時に援護の必要な、在宅の高齢者、障害児・者、児童、乳幼児及びこれらに準ずる援護を必要とする者とする。

### （福祉避難所の指定）

第3条 甲は、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅要援護者を受け入れる福祉避難所として、次の施設を指定する。

所在地
施設名

### （受入要請）

第4条 甲は、災害時に、前条で規定する施設を在宅要援護者のための福祉避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

### （連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、第3条で規定する施設所在地の区長（以下「区長」という。）が当該施設の施設長に対して行う。

### （受入れ体制）

第6条 乙は、施設の規模等に合わせ、災害時に受け入れることができる要援護者の範囲及び人数等を定め、甲に報告し、災害時の要援護者の受入れ体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、再度、甲に報告する。

(開設及び運営)

第7条 甲は、災害時において速やかに、福祉避難所として要援護者を受け入れることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保するものとする。

2 前項で定める福祉避難所の開設及び運営は、施設の職員等が行うが、人的スタッフが必要な場合は、施設所在地の区長に協力を要請する。

(応急備蓄物資)

第8条 乙は、災害時に受入れる在宅要援護者の避難生活に必要な食料、水、生活用品や防災資機材等を整備するものとし、その経費は、横浜市が負担する。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16-17 戸塚区長 (区長名)

乙 (協定締結機関住所、代表者名)

## 横浜市踊場地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市踊場地区センターの指定管理者公益社団法人とつか区民活動支援協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市踊場地区センター災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市踊場地区センター

所在地 横浜市戸塚区汲沢2丁目23番1号

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応するこ

ととする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。

(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

- 2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を

与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 28 日

市 横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17  
横浜市戸塚区長 田雑 由紀乃 印

指定管理者 横浜市戸塚区戸塚町 127  
公益社団法人とつか区民活動支援協会  
理事長 原 一男 印

## 横浜市上矢部地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市上矢部地区センターの指定管理者として指定された共同事業体 NPO 法人みんなのまちづくりクラブ・NPO 法人建物管理ネットワーク（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市上矢部地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市上矢部地区センター

所在地 横浜市戸塚区上矢部町 2342 番地

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応するこ

ととする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。

(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

- 2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を

与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市 横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17  
横浜市  
横浜市戸塚区長 吉泉 英紀 印

指定管理者 横浜市戸塚区戸塚町2241番地 1  
共同事業体NPO法人みんなのまちづくりクラブ・  
NPO法人建物管理ネットワーク  
代表者  
NPO法人みんなのまちづくりクラブ  
理事長 合田 加奈子 印



## 横浜市大正地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市大正地区センターの指定管理者として指定された公益社団法人とつか区民活動支援協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市大正地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市大正地区センター

所在地 横浜市戸塚区原宿3-59-1

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応するこ

ととする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。

(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

- 2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を

与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17 横浜市 横浜市戸塚区長 吉泉 英紀	印
指定管理者	横浜市戸塚区戸塚町127 公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長 大山 勲夫	印

## 横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂の災害時等における 施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂の指定管理者として指定された公益社団法人とつか区民活動支援協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂の災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会堂

所在地 横浜市戸塚区戸塚町 127

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な

人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応することとする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。  
(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。  
(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。  
(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17 横浜市 横浜市戸塚区長 吉泉 英紀	印
指定管理者	横浜市戸塚区戸塚町127 公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長 大山 勲夫	印

## 横浜市東戸塚地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市東戸塚地区センターの指定管理者として指定された公益社団法人とつか区民活動支援協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市東戸塚地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市東戸塚地区センター

所在地 横浜市戸塚区川上町4-4

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応するこ

ととする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。

(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

- 2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を



与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17 横浜市 横浜市戸塚区長 吉泉 英紀	印
指定管理者	横浜市戸塚区戸塚町127 公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長 大山 勲夫	印

## 横浜市舞岡地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市舞岡地区センターの指定管理者として指定された公益財団法人横浜YMCA（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市舞岡地区センターの災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市舞岡地区センター

所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3020

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応するこ

ととする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。

(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

- 2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を

与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17 横浜市 横浜市戸塚区長 吉泉 英紀	印
指定管理者	横浜市中区常盤町 1 丁目 7 番地 公益財団法人横浜 YMCA 理事長 工藤 誠一	印

## 横浜市倉田コミュニティハウスの災害時等における 施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市倉田コミュニティハウスの指定管理者として指定された社会福祉法人開く会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市倉田コミュニティハウスの災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市倉田コミュニティハウス  
所在地 横浜市戸塚区上倉田町 1865-4

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な

人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応することとする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。  
(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。  
(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。  
(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17 横浜市 横浜市戸塚区長 吉泉 英紀	印
指定管理者	横浜市泉区中田西一丁目 11 番 2 号 社会福祉法人開く会 理事長 鈴木 正明	印

## 横浜市戸塚スポーツセンター災害時等における施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市戸塚スポーツセンター災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市戸塚スポーツセンター  
所在地 横浜市戸塚区上倉田町 477 番地

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、横浜市以外における災害時等において前項の規定に準じて協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（連絡体制）

**第4条** 前条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

2 本協定の目的を達するため、市指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。



(協力体制)

**第5条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第6条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第7条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。

3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第8条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第9条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第10条** この協定書の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（指定

期間と同一の期間) とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年3月24日

市 横浜市戸塚区戸塚町16番地17  
横浜市  
横浜市戸塚区長 吉泉 英紀 印

指定管理者 横浜市中区尾上町6丁目81番地  
公益財団法人横浜市スポーツ協会  
代表理事 山口 宏 印

## 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の災害時等における 施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者として指定された社会福祉法人朋光会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘  
所在地 横浜市戸塚区戸塚町 2304-5

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、帰宅困難者等の一時滞在施設、及び横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（災害医療）

**第4条** 原則として震度6弱以上の地震が戸塚区内で発生した場合には、区医療救護隊の参集拠点として指定管理者の施設を使用することについて、市が指定管理者に対して協力を要請する。

2 前項の規定に基づき指定管理者の施設を使用する場合、市は災害医療の対応に必要な

人員体制を講じ、区災害対策本部医療調整班員が指定管理者の施設において対応することとする。

- 3 傷病者等の状況により、指定管理者の施設において応急医療を実施することが必要な場合、市が指定管理者に対して協力を要請し、前項と同様の対応を図ることとする。  
(連絡体制)

**第5条** 第3条及び第4条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

- 2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。  
(協力体制)

**第6条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。  
(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 指定管理者は、市が準備する飲料水、トイレパック等の備蓄、及びその他の対策に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第 10 条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定書の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(指定期間と同一の期間)とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 24 日

市 横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17  
横浜市  
横浜市戸塚区長 吉泉 英紀 印

指定管理者 横浜市戸塚名瀬町 1566 番地  
社会福祉法人 朋光会  
理事長 福村 正 印

## 横浜市踊場公園こどもログハウス災害時等における 施設利用の協力に関する協定

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と横浜市踊場公園こどもログハウスの指定管理者公益社団法人とつか区民活動支援協会（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの、並びに異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、かつ横浜市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要な場合は、横浜市防災計画（震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編）に定められた活動に加え、「横浜市踊場公園こどもログハウス災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結し、市若しくは市が許可する者又は指定管理者自らが、指定管理者の施設を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 横浜市踊場公園こどもログハウス  
所在地 横浜市戸塚区汲沢八丁目11番

（協力要請等）

**第3条** 市は、災害時等に前条に規定する指定管理者の施設を、自宅が倒壊した避難者、横浜市災害対策本部の活動拠点、並びに遺体安置所、資機材保管場所等として利用する必要があるときは、指定管理者に対して協力を要請する。ただし、横浜市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合については、市から要請があったものとみなして、直ちに指定管理者が施設の点検等を行うとともに、市に協力の可否を連絡する。

2 市は、前項の規定に準じて横浜市以外における災害時等による協力要請をする場合がある。

3 指定管理者が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、市にその状況及び協力の可否を連絡する。

（連絡体制）

**第4条** 前条で規定する市の要請は、戸塚区長の名により原則として当該施設の長に対して行う。

2 本協定の目的を達するため、市と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

**第5条** 指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくことができる。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、市と協議して協力体制を変更することができる。

(費用負担)

**第7条** 災害時等の使用により、指定管理者の施設に発生した損害及び管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、市が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）に定めるところによる。

(備蓄及び訓練等)

**第8条** 指定管理者は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備等について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進を図らなければならない。

2 指定管理者は、市が準備する備蓄及びその他の対策に努めなければならない。

3 指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

**第9条** 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年横浜市条例第60条）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 横浜市は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(その他)

**第10条** 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度、市と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定書の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（指定期間と同一の期間）とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市、指定管理者両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年3月24日

市 横浜市戸塚区戸塚町16番地17  
横浜市  
横浜市戸塚区長 吉泉 英紀 印

指定管理者 横浜市戸塚区戸塚町127番地  
公益社団法人とつか区民活動支援協会  
理事長 大山 勲夫 印



## 戸塚区災害ボランティア活動拠点の設置に関する協定書

横浜市戸塚区役所（以下「甲」という。）と学校法人明治学院（以下「乙」という。）は、乙の明治学院大学横浜校舎（横浜市戸塚区上倉田町1518番地。以下「大学横浜校舎」という。）内に戸塚区災害ボランティア活動拠点（以下「活動拠点」という。）の設置場所を提供すること等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、学生の学内避難が解消した後、甲と乙が相互に協力し、被災者支援に参加するボランティアが円滑に活動できる環境を整備するための活動拠点の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （施設等の使用）

第2条 甲は、乙の大学横浜校舎内に活動拠点を設置するにあたり、次に掲げる施設の提供を受けることができる。ただし、災害の規模及び乙の施設使用状況等により使用する施設が制限される場合がある。

- (1) 校舎内指定駐車場
- (2) 体育館
- (3) その他状況に応じて乙が使用可能と認める施設

2 甲と乙は、活動拠点の設置及び運営に必要な物品等の提供について、事前に取り決めるものとする。

### （設置要請）

第3条 甲は、乙の大学横浜校舎内へ活動拠点を開設する必要がある場合は、乙に活動拠点の設置場所の提供について、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに、文書を提出するものとする。

### （管理）

第4条 乙の大学横浜校舎内に設置された活動拠点の管理は甲が行い、乙はこれに協力する。

### （閉鎖及び移転）

第5条 活動拠点の閉鎖については、乙の教育活動に支障のないよう乙の要請に基づいて閉鎖時期を決めるものとする。

- 2 乙が甲と協議の上、閉鎖を決定したときは、甲は速やかに設置場所を整理し、原状回復する。
- 3 災害の復旧状況等を考慮し、設置期間が1か月を超える場合は、甲と乙で協議する。
- 4 前項の協議の結果、乙の施設内に設置し続けることが困難な場合は、甲は、

これに代わる設置場所を確保し、速やかに移転を行い原状回復する。

(経費の負担)

第6条 活動拠点の設置・運営に関して要した光熱水費を含む費用は、原則として甲が負担する。

(平常時の協力)

第7条 甲と乙は、平常時より相互に連携・協力し、ボランティア団体、地域住民、関係機関等との良好な関係維持に努め、災害時に備えた体制の確立を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については甲乙協議の上、決定するものとし、必要な事項は別途覚書にて定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲・乙いずれかから文書による協定終了の申し出がない場合、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月17日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16番地17  
横浜市  
戸塚区長

乙 東京都港区白金台1丁目2番37号  
学校法人明治学院  
理事長

## 災害時における情報提供等の相互協力に関する協定

郵便事業株式会社戸塚支店（以下「甲」という。）、横浜泉支店（以下「乙」という。）及び戸塚区役所（以下「丙」という。）は、戸塚区内で発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、戸塚区内に災害が発生し、次に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

- （1） 丙は、甲及び乙に対し、甲及び乙が業務を遂行する上で知り得た戸塚区内の被害状況に関する情報のうち、次に掲げる情報の提供
  - ア 道路交通に関する情報
  - イ 地域防災拠点・地域医療救護拠点に関する情報
  - ウ 停電、断水状況等ライフラインに関する情報
  - エ 建物の倒壊・火災、その他危険と思われる建物の場所及び状態に関する情報
  - オ 漏電、ガス及び揮発油漏れ等危険物に関する情報
  - カ その他、上記に定めがなく提供できる情報
- （2） 甲及び乙は、丙に対し、甲及び乙が業務を遂行するために協力を必要とする次に掲げる事項
  - ア 道路情報、避難者情報等の提供
  - イ その他、上記に定めがなく協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、可能な範囲内で協力するよう努めなければならない。

### （情報の取扱）

第4条 甲、乙及び丙が本協定に基づき知り得た情報については、郵便物等の送達、被災者の支援・救助等緊急対策以外の目的には使用しないものとし、情報紛失・漏えい事故を発生させることがないよう適切に管理するものとする。

### （費用負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に要した費用、提供を受けた情報の紛失・漏えい事故を発生させた場合の損害賠償に要した費用については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を丙が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、負担すべき額を決定する。

(平常時の連携・協力)

第6条 甲、乙及び丙は、平常時より相互に連携・協力し、防災訓練の合同実施など、災害時に備えた体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義を生じたときは、甲、乙及び丙で、協議するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成24年3月27日から平成25年3月26日までの1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに当事者の一方により、書面による契約の変更又は解約の申入れがなされない場合には、更に、1年間本協定の内容が自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

甲 横浜市戸塚区戸塚町4-1-02-1  
郵便事業株式会社戸塚支店

支店長 吉村 孝雄

乙 横浜市泉区和泉町4-2-59-3  
郵便事業株式会社横浜泉支店

支店長 鎌田 和光

丙 横浜市戸塚区戸塚町1-5-7-3  
横浜市戸塚区役所

戸塚区長 葛西 光春

## 災害時における施設等の提供協力に関する協定

戸塚区役所（以下「甲」という。）及び社団法人 戸塚法人会（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により鉄道が運行停止（以下「災害時」という。）になり、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設である、戸塚法人会館（戸塚区上倉田町449-2）（以下「一時滞在施設」という。）を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第2条 乙は、地震により鉄道が一晩中全線運行停止となる場合には、帰宅困難者の受入れを開始するものとする。

また、風水害その他の災害により鉄道が一晩中全線運行停止となる場合で、甲から要請があった場合には、受入れを開始するものとする。

なお、一時滞在施設の開設及び運営は乙が行うものとする。

- 2 帰宅困難者の受入れは、一晩を経過した時点で終了するものとする。
- 3 乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、帰宅困難者が発生した場合には、市民等に対し一時滞在施設の開設状況等の情報提供に努めるものとする。
- 5 甲は、第2項の規定により帰宅困難者受入れが終了した後において、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を行うものとする。

（支援の内容）

第3条 乙は、災害時、乙の施設の安全を確認し、施設提供が可能な場合に、次の事項について可能な範囲で帰宅困難者に対し支援するものとする。

- (1) 乙は、帰宅困難者のために、乙の所有する施設の一部を一時滞在施設として可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙は、帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) その他、乙が提供することができるものについて、可能な範囲で提供することに努めること。

（物資の備蓄）

第4条 甲が災害対策用の物資を用意した場合は、乙はこれを可能な範囲で備蓄するものとする。

- 2 備蓄倉庫の鍵は、甲及び乙が、万全の注意を持って管理保管する。

(経費の負担)

第5条 帰宅困難者受入れに伴う経費が発生する場合は、原則として乙が負担するものとする。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものに基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

(損傷等の費用負担)

第6条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(免責)

第7条 一時滞在施設の提供に伴う帰宅困難者の不慮の事故・病気・怪我等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、平成24年3月27日から甲又は乙からの申し出に基づき甲乙協議の上、この協定を解除することとする日までその効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

平成24年3月27日

甲 横浜市戸塚区戸塚町157番地3  
横浜市戸塚区役所  
戸塚区長 葛西 光春

乙 横浜市戸塚区上倉田町449-2  
社団法人 戸塚法人会  
会長 長沼 紘治